

○副議長（本木忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。四十四番ゆさみゆき君。

〔四十四番 ゆさ みゆき君登壇〕

○四十四番（ゆさみゆき君） それでは、みやぎ県民の声を代表して質問いたします。

初めに、村井知事の政治姿勢と五期二十年を迎える県政運営の検証とその対応について伺います。

石川県能登半島を襲った記録的な豪雨により、貴い命が失われ、甚大な被害に遭われた被災地の皆様に心から御冥福とお見舞いを申し上げます。一日も早く復興することを願い、今私たちができることを一生懸命やっております。

さて、知事が就任して五期二十年を迎えます。東日本大震災から十三年半、震災からの創造的復興を目指し、全身全霊で県政運営を担っている村井知事、また全国知事会長として奮闘していることに心から敬意を表します。県民から信頼される県政、宮城県の県政運営の基本的理念です。失った信頼を取り戻すには、長い年月と多大な労力が必要になる。信頼の構築には年月を要しますが、無視になるのは一瞬とされています。現在の宮城県政において、宿泊税、四病院再編、共通して言えるのは、政策の進め方が問題、県政が分断されている、独断専行、このような現状をどのように受け止めて、県政運営において県民の信頼回復に努めるのか、知事として五期二十年を迎えるに当たり、県政運営で積み残した課題にどう対応していくのか、まず伺います。

兵庫県のパワハラ問題、連日のように報道されています。地方自治の在り方が問われています。全国知事会長としての立場としてどのように受け止めているのか、伺います。

国政においては、九月二十三日の臨時党大会で野田佳彦さんが立憲民主党の新代表に選出されました。明日は自民党総裁選挙が行われます。候補者は、新たな日本のあるべき姿、新たな政治を強く訴えています。今、日本のリーダーの在り方も問われています。宮城県において、来年の秋に知事選が行われます。渡辺勝幸議員も質問されましたが、全体の利益、東北の利益を全うすると言った知事、私の視点は、これまでの県政運営の検証に対応し、後進にどう道を譲るのか、又は継続するのか、今後の御自身の進むべきリーダーの在り方そのものの道筋についてお聞かせください。

地方自治法改正において、国の指示権に関し、地方分権改革を後退し中央集権に逆行するおそれがある。国に対し各自治体議会は意見書を上げる行動を起こしました。能登半島地震について、私たちは七尾市に視察をいたしました。国の支援が非常に立ち後れており、東日本大震災を経験した知事会長として、更に力を発揮する必要が求められます。知事会長として国との関係、災害対応、地方分権推進にどのように行動していくのか、お伺いします。

今後、知事は五年先、十年先を見据えた宮城沖の真珠養殖構想を打ち出しました。今議会に予算を計上しています。今後どのような理念に基づき、事業を展開されるお考えなのか、お伺いします。

次に、広域防災拠点事業についてお伺いします。

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予測される大規模災害時において、効果的に対応するための創造的復興の象徴とされるはずだった広域防災拠点、いまだその姿を見ることができません。当初の計画では、平成三十一年度、全体事業費は二百九十五億円から約三百二十四億円、二十九億円増、供用開始が令和二年から四年度へ、令和五年の三月、仙台貨物ターミナル駅移転完了は令和十一年度。現在において宮城野原広域防災拠点、完了時期は令和十四年度となっています。全体事業費は約三百二十四億円から四百二十二億円、九十八億円増額となっています。宮城県の行政評価委員会より、「事業継続は妥当とした県の評価は妥当とする」答申を受けたものの、度重なる工事変更、増額などにより、災害が頻発している今日、当初の事業目的を果たしておらず、公約にもない大型事業を断行し続けた知事の責任は大きいのではないのでしょうか、見解を伺います。

令和六年一月二十四日付の答申では、今後の事業実施に関する意見として、近年の災害が頻発化・激甚化している現状を踏まえ、事業効果の早期発現に努めること。また、大規模災害時の効果について、災害時の不確実性などを踏まえ、県民に分かりやすい形で発信に努めることと指摘されています。費用便益比の算定効果、県民への発信について、どのように対応されるのか、お伺いします。

JR貨物は、貨物列車の車輪に軸を取り付ける作業で、データの改ざんなど不正を行った問題で、不正の有無を確認できていない車両が新たに三百両見つかри、九月十一日、一時的に全ての貨物列車の運行を取りやめました。日本貨物鉄道株式会社と、宮城

県広域防災拠点整備事業及び仙台貨物ターミナル駅移転事業の円滑な推進を図るために、平成二十八年六月十三日、基本合意書の第五条、「本事業の実施に当たっては、疑義または本事業の推進の影響を与える不測の事態が生じた場合には、協議の上、その対応を決定する。」としています。今回のデータ改ざん不正問題は、事業実施において多額の税金を投入している事業であり、社会的、道義的責任が求められると思います。少なくとも十年前からデータを改ざんすることが行われているとの報道から、宮城野原JＲ貨物について不正に関する行為があったのかどうか、今回の不正問題をどう受け止め対応するのか、お伺いします。

次に、原発再稼働をめぐる問題への対応について伺います。

九月四日と五日、脱原発を目指す県議の会は、青森県六ヶ所村原子燃料サイクル施設の視察を行いました。原発から出る使用済み核燃料の再処理工場は、日本原燃が一九九三年に着工し、当初一九九七年に完成予定であったものが、三十一年経過した現在も完了しておりません。今年九月末までとってきた完成目標も、八月二十三日に断念し、今回は延期二十七回目となり、再処理工場を要する国策の核燃料サイクルは袋小路に陥っています。こうした中、各電力会社は使用済み核燃料を再処理工場に搬出できない状況となり、原発の敷地内に乾式貯蔵施設を建設する動きが相次いでいます。女川原子力発電所においても再稼働で四年後には、原子力建屋内の貯蔵プールが満杯になることから、二月に女川原発の敷地内に新たな乾式貯蔵施設を設置することを発表しました。十一月再稼働に向けて、急場しのぎの対応と言わざるを得ません。建設に当たり、国の原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請を行うとともに、安全協定に基づいた、宮城県・女川町・石巻市に事前了解を求めています。知事は、核燃料サイクルが行き詰まり、使用済み核燃料乾式貯蔵施設の設置によって、女川が永久貯蔵されるのではと多くの県民、女川の住民が危惧する声を受けて、使用済み核燃料の乾式貯蔵施設の事前協議について、どのように対応されるのか、お伺いします。

テロ対策の特重施設は、原発再稼働から五年以内に建設完了を求められ、令和八年十二月の完成を目指し現在手続中、使用済み核燃料の受入れについては見通しが立たない中、原発再稼働は核のごみを増やし続け、新たな危険を増殖するだけであると認識すべきです。これまで国が掲げてきた核燃料サイクル施設の完成は破綻したと考えられる

現状で、原発再稼働を進めることについて、また、使用済み核燃料の量の拡大につながる、女川原発の再稼働は止めるべきだと思えます。あわせて知事の見解を求めます。

次に、宿泊税導入についてお伺いします。

みやぎ県民の声、立憲・無所属クラブは、九月十日に宿泊税導入に関する緊急要請として、九月定例会での提案を見送ることを要請しました。今なお宿泊事業者から宿泊税の必要性、時期、用途が不明、制度設計が不十分、白紙撤回、反対等など多くの意見が噴出し、県民の不信を招いている状況が続いています。そうした中、知事は、今議会に議第百十九号議案、宿泊税条例を提案されました。大変遺憾に思います。

宿泊税は、観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境整備、その他の観光振興を図る施策に必要な経費に充てるため、法定外の目的税として宿泊税を導入しようとしています。法定外制度は、平成十二年地方分権一括法によって地方税法が改正され、地方分権化の中で課税自主権の強化の観点から、法定外普通税の新設・変更の際に、国の許可制度が廃止されて、従来の許可制から国の同意を要する事前協議制に改められました。その後、平成十二年の改正時には、法定外目的税が新たに創設され、事前協議の下で条例が定める、特定の費用に充てられるために課すことができるようになっていきます。課税自主権を拡充し、都道府県や市町村が自らの意思と判断により独自に財源を確保することは、地方自治、地方分権の理念に照らして重要なこと、地方の自立、受益のバランスの観点から望ましいとされていますが、一方で、法定外に加えて、追加的な負担を住民に求めるものであり、団体間での地方税の負担の均衡を求める住民の要請も存在する。実際に法定外を課す場合には、住民の十分な理解を得ること、なぜ法定外を課税するのか、それを必要とする特別な財政需要を示さなければならぬこと、財政需要と負担を伴う住民等の負担者の関係や、他の地方自治体にどのような影響を及ぼすのか、慎重に検討される必要がある。専門家は指摘しています。知事は、人口減少等将来のために、観光政策の予算の必要性を強調していますが、宿泊税導入の説明会において、多数の反対意見、拙速との意見があり、納税義務者の理解を得られていない状況です。また、知事宛てに九月十七日、大崎市議会から、拙速な宿泊税導入に反対する意見書、栗原市議会、蔵王町、そして七ヶ浜町と様々な反対、拙速の意見書が提出されています。県は、仙台市と協議を重ね宿泊税を導入したと言いますが、宿泊税導入について、県民

の理解と協力は得られていない状況です。仙台市と県内の温泉地、この議論が分断され、本来の目的である観光振興を図るには程遠い状態ではないでしょうか。現在、前回宿泊税を断念した時と比較し、入り込み実績は、コロナ前二〇一九年に比べ七〇%であり、仙台市を除く利用者の割合の統計は、県内在住者の利用の割合は五〇%に及びます。導入を持ち出す時期の問題として、ふさわしくないとして、多くの拙速、反対の意見が噴出しています。県はこれまで、二〇二〇年に宿泊税導入を断念し、その後の具体的な協議もなく、唐突に宿泊税導入を打ち出しました。各地域で行われていた宿泊税の説明会では、当初、非公開により事業者のみの出席とするなど、県民不在の姿勢です。みやぎ県民の声は、全国、県内各地を視察し、宿泊税導入や観光まちづくりについて、観光関係者と地域の皆さんと意見交換を重ねています。宿泊税導入について各地域では、観光関係者が事業者、地域住民と議論を積み上げ、観光地域づくり法人、登録DMOが機能しながら、明確なまちづくりビジョンをもって宿泊税を提案しており、宿泊税を導入する際、まちづくりについて、地域資源を生かすためにミッションとして問題があるか、課題は何か、住民が主体になった活動による自立的な計画をつくり、住民が自ら決めること、住民の合意形成を大切にしながら検討を行っていました。以下質問します。

このことから、宿泊税については県民にとって重要な課題であり、県民への周知は必要不可欠ですが、宿泊税の理解が不足しているのではないのでしょうか。ある旅館の館主は、県がこれまで実施してきた観光政策に関し、県の新たなパンフレットをかざして、県の観光政策は思考停止、幾ら予算があってもやっている人が同じだったら同じ、と言いつつ切りました。各地域の説明会においても、県の観光政策に対し厳しい意見が相次いでいます。これまで県が実施してきた観光政策に信頼性がないこと、失政が招いた結果と言っても過言ではありません。知事はどうのように受け止めているのでしょうか。

各地域では、観光関係者が議論を積み上げ、観光地域づくり法人、DMOが機能しながら、明確なビジョンを持って宿泊税を提案しています。県の組織は機能しているのでしょうか、お伺いします。

観光のまちづくりについてお伺いします。

軽井沢町では、ウェルネス気候効果、屋根のない病室に身を置く、天然サナトリウムによる都市計画をつくり、豊かな自然環境により、人に遊ばず自然に遊ぶ、ストレス

フリーによるリゾート空間をつくる軽井沢ビジョンにより、観光まちづくりを推進しています。大分県湯布院は、大正時代一九二四年、温泉以外何もなかった湯布院盆地を訪れた本多清六博士は、村の人々に湯布院温泉発展策を講演し、湯布院温泉は滞在型温泉保養地として、昭和三十年代に温泉保養地に指定されてから百年、湯布院は日本を代表する、おもてなしの手本となるほど発展しました。百年先を見据えて湯布院のSTAY玉の湯は、元気な方も健康に不安がある方も、誰もが安心して心豊かに過ごせる宿として、長期滞在をしていただけるよう、必要であれば、介護・看護の資格を持った従業員、身近なクリニック医師も対応する、滞在型温泉保養地として、介護・看護を受けられる宿泊施設を整備しています。二〇二五年から始まる第六期みやぎ観光戦略プランの策定方向として、豊かな自然と温泉保養地の資源を生かした滞在型温泉保養地として、先人たちの歴史と文化を見詰め直し、失われた里山の価値をよみがえらせ、現代に即した形で地域全体の産業と観光、文化、コミュニティの振興に寄与すること。長期的視野に立った観光ビジョンが求められます。今後、観光関係者、住民、市町村と十分に議論しながら、世界に発信できる地域資源循環共生圏として、宮城県において、更なる東北の広域連携による観光まちづくりを推進すべきではないでしょうか。

このことから、議第百十九号議案、宿泊税は、法定外目的税の導入の前提となる法定外を課す場合は、住民の十分な理解を得ること、なぜ法定外を課税するのか、それを必要とする特別な財政需要が示されていないこと、住民の十分な理解が得られていないこと、具体的な計画、宿泊事業者、住民の合意形成がなされないままに、宿泊税を提案していることから、宿泊税導入については、九月定例会での提案を取り下げることが再度求めます。継続した検討を行うべきです。知事いかがでしょうか。

続いて、四病院再編構想についてお伺いします。

午前中にある方向を示されました。今後のあるべき姿の視点についてお伺いします。現在、超高齢社会と人口減少の到来を控え、地域医療構想について、二〇二五年度を目標に進められ、加えて、二〇四〇年を目途として、入院医療だけではなく、外来医療や在宅医療、在宅介護、施設介護まで見据えた地域の介護・医療の在り方、ポスト地域医療構想について、同時に国では検討されています。これまで病院完結型の医療体制から地域完結型の医療・介護体制を目指すことが求められています。急性期、高度医療

等の要となる基幹病院の整備については、医療機能をどうするかにとどまらず、病院が所在する地域において、医療・介護連携の核として役割を担うことは間違いありません。これまで県は、様々な変化が起る将来を見据え適切な医療を持続するための施策として、四つの病院を再編する協議を進め、同じ一般医療の急性期を担う仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの統合、法的な成り立ちや医療制度の様々な面について別物と言っているものの、宮城県立精神医療センター、東北労災病院の合築の件をいつまでも一つの事案として論議し続けるのは、もう限界に来てるのではないのでしょうか。これ以上四つの再編として不毛な議論を続けることは、県民に不利益をもたらしかねません。今年の四月から、第八期医療計画がスタートしました。この計画は二〇二四年から六年間の工程で定めたもの、しかし、二〇二六年以降には、ポスト地域医療に基づいた宮城県が目指すべき医療・介護のあるべき姿、目標などは反映されておりません。ポスト地域医療の背景を踏まえ、高齢者救急、精神医療における身体合併症、認知症など、宮城県の精神医療の課題や論点について、知事はどのようなお考えをお持ちなのでしょうか。

医師の働き方改革が始まり、看護、そして介護需要が急増する中、精神医療の担い手となる医師や看護師の確保が難しい状況の中、あえて宮城県立精神医療センターの機能や人的資源を分散させてサテライト病院の設置をお考えのようですが、サテライト病院をつくることで、知事がお考えになる課題が解決されるのでしょうか。

また、知事は東北労災病院の富谷市の移転の理由として、将来の人口減少やそれに伴う急性期病院間の競争激化などを挙げられておりました。現在、同病院は病床稼働率が低いなどの要因によって、慢性的な赤字体質となっております。病院新築においても様々な経費負担がのしかかる状況で、なぜ、仙台市青葉区から富谷市へ移転することが、東北労災病院の経営改善がなされ、将来同病院を果たす役割において経営の継続性が担保されるのか、また、そのことに合理性があるのかどうかお伺いします。

知事は、年内に基本構想を出し、外部のワーキング、令和十年から十二年度、新病院について新たな方針を午前中示されました。医療センターの富谷移転については、仙南エリアの新たな急性期の基幹病院の整備、更には東北労災病院の合築と切り離して、宮城県内における精神医療の長期的な構想を考えるようにしてはどうでしょうか。

ポスト地域医療の構想も見据えて、まずは、宮城県における精神医療の中核となる宮城県立精神医療センターの在り方を考え、名取市での建て替えも視野に入れて、仙南エリアでの仙台市立病院との連携の在り方、更には精神科病院における身体合併症、急性期医療における認知症、高齢者救急の受け皿の整備など、諸課題を含めた精神医療センターの在り方、これを検討すべきではないでしょうか、お伺いします。

基本合意がなされている新たな仙台赤十字病院については、これまで以上に論議を加速することを踏まえ、三年後の第八次地域医療計画の中間見直しにおいて、ポスト地域医療構想を踏まえた仙南エリアの基幹病院として位置づけるスケジュールはどのようにか。

今後の医療需要を見据え、日赤・がんセンターの統合について、ワーキンググループで検討していくとしておりますが、病床数四百床としていらっしゃると思いますが、新たな病院機能として、これまで県立がんセンター、日赤病院が担ってきた高度急性期、急性期、周産期などの臨床面に関して、日赤、県、東北大学とこれまで委員会等で示された内容に沿って協議は進んでいるのでしょうか。

また、仙南医療圏に係る総合周産期母子センターとして、医療連携体制及び災害医療、救急対応についてどのような方向性が固まっているのでしょうか、お伺いします。

医療サービスを受ける患者の立場から、診療体制の在り方、そして医師の働き方改革が始まり、その他の医療従事者の確保が難しい状況において、それを実現するための医師数、看護師数、そして職員の確保や待遇についてどのように協議をされているのでしょうか、お伺いします。

次に、震災における子供・若者支援についてお伺いします。

震災から十三年七か月経過した宮城県では、震災を中高生として体験した保護者が多く出現する時期を迎えています。こうした時期に独り親で子育てをする家庭へは、支援の強化と継続が求められます。県としてどのような支援を行っていくか、以下質問してまいります。

みやぎ心のケアセンター、これは閉所が予定されている令和七年度以降、県では、市町村における精神保健福祉活動を中心にケアを続ける方針とされています。しかし、

市町村では人材不足が深刻であり、特に複雑な心のケアを必要とするケースへの対応が困難な状況にあります。人材不足解消のための具体的な取組として、市町村における精神保健福祉活動を継続的に支援するための専門職の確保・育成、研修プログラムの採用支援、震災を経験した子供や若者へのケアを継続的に行っている県内支援団体や、教育機関との連携強化が求められます。具体的な施策、協力体制についてお伺いします。

岩手県では、岩手医大の中に、こころのケアセンターを設置し継続的に支援を行っているのと伺っています。今後の被災者の心のケアについて、継続した支援を行うために、新たな体制、在り方について検討を行ってはどうかでしょうか。

宮城県では、不登校率の高さ、出生率の低下といった課題に直面しています。全ての子供が安心して成長できる環境を提供するためには、みやぎ子ども・子育て幸福計画に基づく基本的な取組についてお伺いします。

今必要とされる児童館や放課後児童クラブへの支援強化、必要な人員・資金の支援、NPOや地域の支援団体、市町村と連携団体との協力をどのように進め、具体的な支援体制をどう構築するのか、子供の参加及び子供たちの意見の尊重について、県政のあらゆる場面で促進するための具体的な施策についてお伺いします。

また、少子高齢化が進む中で、福祉分野における人材不足は深刻です。子供や高齢者を対象とした複雑なケースに対応するためには、多職種が協働して支援に当たる体制の強化が不可欠です。社会福祉士、保育士、介護士、心理士、精神保健福祉士、保健師など、異なる専門職が円滑に協働できる体制、例えば、定期的なカンファレンスや研修の実施、プラットフォームの構築など、具体的な協働体制の整備、医療・福祉・教育の現場の多職種の協働、人材配置や教育充実についてどう推進していくのか、また、これまで大学機関や専門機関と連携した福祉専門職のスペシャリストを育成するプログラムについて提案してまいりましたが、進捗と具体的な取組について、知事、教育長にお伺いします。

次に、ジェンダー平等についてお伺いします。

日本の女性の置かれた現状について、労働者の四割が非正規雇用、女性となつていきます。東日本大震災、コロナなど、社会の脆弱性が浮き彫りとなる女性の自死率が高く、社会課題として、困難な問題を抱える女性の支援は喫緊の課題です。少子化の原因はジ

エンダー不平等にある、今必要なのは社会構造改革、国連事務次長の中満泉さんは主張しています。貧困、人権、民族、性的指向、障害、高齢、独り親支援など、交差性の問題解決なくしてジェンダー平等社会の実現はあり得ません。こうした現状を踏まえ、国では困難な問題を抱える女性の支援に関する法律を制定し、県では、令和六年度から十年度までの五年間、困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画を策定しました。しかし、市町村では努力義務になっています。

総務省では、自治体の任用職員の運用手引きを改正し、会計年度任用職員制度について、公募によらない雇用期間の上限を撤廃しました。県においても、女性相談支援員、生活困窮者の就労相談員、児童相談所の一時保護に当たる保育士など、会計年度任用職員制度によつて、公募によらない雇用期間の上限を撤廃し、身分保障、待遇を改善し、国家資格や専門職の人材を確保すべきです。早急な対応を求めます。

基本計画について、実効性の施策を推進するためには、基本計画に基づく、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現、配偶者から暴力等を容認しない社会の実現、実効性のある事業展開のためには、各部署の連携した取組が必要です。どのように計画的に推進を図り、ジェンダー平等社会の実現を目指すのか、知事、教育長、県警本部長にお伺いします。

最後に、旧優性保護法における被害者の全面解決に向けた取組についてお伺いします。

七月三日、旧優性保護法の下、障害や特定の疾患のある人たちが不妊手術を強いられて国に賠償を求めた裁判で、最高裁判所大法廷は、旧優性保護法は憲法違反だとする初めての判断をし、国に賠償を求める判決を言い渡しました。旧優性保護法下で重大な人権侵害である不妊手術が強制され、身体的、精神的に耐え難い苦痛を経験された方々に対し、私は、一九九六年最後の県の優性保護審査会委員として、心からおわび申し上げます。除斥期間を適用しなかった本判決に対し、評価をするとともに、宮城県から訴えを起こされた被害者、弁護士、長年にわたり支え続けた市民の皆様から敬意と感謝を申し上げます。

今後、十月一日の臨時国会において、超党派議連から新たな法案が提出される見通しです。現在、県では、旧優性保護法の一時金請求が百三十九件、相談件数四百三件、

被害に遭われた方が高齢化していることもあり、一日も早く全面解決への対応を求め質問いたします。

旧優生保護法における被害者の全面解決に向け、本判決を重く受け止め、改正新法に基づき、一人でも多くの方に補償金、一時金が支給されるよう、弁護士会と連携した相談体制の充実、対象者への効果的な広報を早急に行うとともに、新たな立法、新たな被害者への個別的な通知を県としても行うべきと考えますがいかがでしょうか。

県では、令和三年に「障害を理由とする差別を解消し障害のある人ない人も共生する社会づくり条例」を提案しました。あらゆる差別に対し、障害の有無によって差別されない社会の構築、一人一人が個人として尊重され、多様な価値観や生き方を認め、全ての人に出番と居場所のある社会の構築に向け、障害の有無にかかわらず、共に学ぶインクルーシブ教育の推進、障害者就労、障害者の情報保障、誰一人取り残さないあらゆる多様な人の生命を支えるインクルーシブ防災など、課題を踏まえた実効性を伴う施策をどのように推進していくのか、教育長、知事にお伺いし、壇上からの質問を終わります。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） ゆさみゆき議員の代表質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず大綱一点目、村井知事の政治姿勢と五期二十年を迎える県政運営の検証と課題への対応についての御質問にお答えいたします。

初めに、政策の進め方と課題についてのお尋ねにお答えいたします。

私は知事就任以来、将来を見据え、常に何が全体の利益になるかを判断をしながら、県民の皆様が「生まれてよかった、育つてよかった、住んでよかった」と思える宮城を実現するための施策に取り組んでまいりました。また、こうした施策を進めるに当たっては、民の力を最大限に生かす、衆知を集めた県政を基本姿勢としてきたところであります。このような考え方のもと、今後将来に向けて解決すべき四病院の再編といった課題についても、引き続き県民や県議会の皆様の御意見をしっかりと伺いし、丁寧な説明に努めながら、県政運営に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、兵庫県知事のパワハラ問題についての御質問にお答えいたします。

兵庫県知事の言動について詳しいことは承知しておりませんが、一般的にパワーハラコメントは個人の尊厳と人格を不当に侵害し、職員の職務能力や職場秩序に悪影響を及ぼすことから、当然あつてはならないことと認識しております。

次に、来年の秋の知事選挙についての御質問にお答えいたします。

自由民主党総裁については、明日二十七日に総裁選挙が行われることになっており、立憲民主党については、今月二十三日に野田佳彦元総理が新代表に決定をいたしました。自民党の新総裁及び野田新代表には、全国知事会として要請いたしました、持続可能で活力ある日本と地域の実現のため、新しいリーダーとしてしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。来年秋の知事選挙についてではありますが、先ほど申し上げましたとおり、解決すべき課題が残されておりますので、まずは私に与えられている来年十一月二十日の五期の任期まで、全身全霊を傾け、その職務を全力で果たしてまいりたいと考えております。

次に、国の指示権に関する全国知事会会長としての対応についての御質問にお答えいたします。

国の補足的な指示については、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係の特例として、地方自治法に設けられたものであります。全国知事会としては、法改正に当たり、地方自治の本旨に影響を及ぼすことがないよう、政府等に適正な運用を要請するとともに、私も衆議院総務委員会参考人質疑において、意見を申し上げてまいりました。これらを踏まえて、衆参両院の総務委員会において、事前に自治体と十分に必要な調整を行うことや、目的達成のために必要最小限の範囲とすることなど、全国知事会の要請に沿った附帯決議を行っていただくことができました。全国知事会としては、国の補足的な指示が現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し容易に行使されることがないように、附帯決議を十分に踏まえた制度運用を引き続き求めてまいりたいと考えております。

次に、真珠養殖事業の展開についての御質問にお答えいたします。

県では、海水温上昇など海洋環境変化に対応した生産体制への転換を図るため、既存養殖種での技術改良や、新規養殖種の導入に向けた試験等に取り組んできたところで

あります。アコヤガイによる真珠養殖については、現在、西日本など比較的温暖な海域に限られておりますが、我が県沿岸の水温がこれから主要産地の水温に近づいていくことや、養殖漁場の地形も類似していることなどから、新規養殖種として提案したものであります。今後は、主要産地の情報収集による課題の整理や、研究機関での飼育試験など、アコヤガイの生産工程や生育環境の詳細な検証を行うこととしております。県といしましては引き続き、漁業協同組合など関係者との連携を図りながら、既存の養殖業における課題解決に取り組むとともに、アコヤガイ真珠養殖にもチャレンジするなど、環境と調和した持続可能で収益性が高い養殖業の確立を目指してまいります。

次に、広域防災拠点整備に係る知事の責任についての御質問にお答えいたします。

県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化、広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保、物資輸送中継拠点の整備等が必要であると強く認識したところであります。このため県では、広域防災拠点を含めた防災体制の再構築を宮城県震災復興計画に位置づけ、県内唯一の基幹災害拠点病院に近接するなど、地理的優位性が高い宮城野原地区に広域防災拠点を整備することとしたものであります。本事業については、近年の資材・人件費高騰の影響のほか、関係機関との協議による変更、着手後の現場調査結果による変更などにより、事業費の増額や事業期間の延伸が生じておりますが、いずれも事業着手時には想定し得なかったことから、やむを得ないものと考えております。広域防災拠点は、我が県が進める防災体制の構築に極めて重要な施設であることから、引き続き、一日も早い完成に向けしっかりと取り組んでいくことが私の責務であると考えております。

次に、乾式貯蔵施設設置に対する東北電力との事前協議の対応についての御質問にお答えいたします。

乾式貯蔵施設は、使用済み燃料を女川原子力発電所から搬出するまでの間、発電所の敷地内で一時的に貯蔵するための施設と聞いており、東北電力には、乾式貯蔵の意義や安全性等について、地元住民に対し丁寧の説明するよう求めています。県ではこれまで、立地市町とともに立入り調査において、施設設置予定地の確認を行っており、今後、国の審査状況も注視しつつ、事前協議への回答に適切に対応してまいります。

次に、核燃料サイクル政策が袋小路に陥った現状においては、女川原発の再稼働は

やめるべきとの御質問にお答えいたします。

我が国は資源が少なく、エネルギー安全保障上の脆弱性を有していることから、使用済み燃料対策を含む核燃料サイクルや、原子力発電所の稼働の是非を含む原子力政策については、国において総合的に判断されるべき問題であると考えております。女川原子力発電所二号機の再稼働については、国のエネルギー政策、地球温暖化対策等も考慮しながら、安全性の確保を大前提に、令和二年十一月、県議会や市町村長の御意見等をお聞きし、政府の方針に対し理解を表明したものであり、現在もその考えに変わりはありません。

次に、県民の宿泊税の理解についての御質問にお答えいたします。

宿泊税の導入に当たっては、納税者となる県内外の宿泊者の皆様の御理解、御協力が不可欠であると考えております。このため、今回の導入検討に当たっては、県内の観光地二十か所において、県民・旅行者向けアンケート調査を実施し、千三百五十三名から回答を頂戴いたしました。その結果、魅力あふれる観光コンテンツの創出、観光産業の体制強化などの観光施策を用途とするのであれば、多くの方が宿泊税を負担してもよいと回答され、一定の御理解をいただいたものと認識しております。また、今月十二日には、県民説明会に私が出席し、宿泊税導入の背景や宮城の観光の将来像を説明し、県民の皆様から忌憚のない御意見を頂戴いたしました。その模様はインターネット配信やニュース、新聞など、多くのマスメディアに取り上げられ、当日の参加者のみならず、広く多くの県民の皆様私の思いが伝わったのではないかと考えております。県といたしましては、議会で可決した場合においても、税徴収開始まで一年程度の十分な周知期間を確保し、先行導入自治体の取組も参考にしながら、宿泊税を周知するためのパンフレット等の広報ツールの作成や配布などを通じ、円滑な導入を図ってまいります。

次に、これまでの県の観光施策への信頼性についての御質問にお答えいたします。

県では、東日本大震災により落ち込んだ観光・宿泊客数の回復のため、県内の市町村や観光協会などで構成する仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会や、宿泊事業者や交通事業者等の観光事業者で構成する、宮城県観光誘致協議会などと相談・連携しながら、東北各県と連携した国内外への誘客プロモーションや、宮城オルレをはじめとした滞在型体験コンテンツの発掘、磨き上げなどに取り組んでまいりました。その結果、令

和元年の県内への観光客入り込み数は約六千七百九十六万人、宿泊観光客数も約九百八十九万人と震災前を大きく上回り過去最高を記録したほか、特に外国人観光客宿泊者数は初めて五十万人の大台を突破するなど、大きな効果が得られたものと考えております。コロナ禍の間は、全国旅行支援による宿泊需要喚起策や、宿泊・観光施設の高付加価値化のための改修支援に加え、地域の活性化に向けたイベント開催やにぎわい拠点整備への支援など、地域の声を踏まえた交流人口拡大にも取り組み、宿泊事業者の皆様からも評価を頂いたところであります。今後とも、地域観光関係者の皆様で構成されるみやぎ観光振興会議を活用し、事業成果の検証、地域の実情や必要とする施策等に関して意見交換を行うことにより、信頼関係を一層深め、地域の観光事業者と一体となって観光施策の充実に努めてまいります。

次に、観光地域づくり法人についての御質問にお答えいたします。

県内には一部地域を管轄するDMOが五団体あり、各団体の管轄エリアで地域の観光マネジメントを行っているところであります。例えば気仙沼地域を管轄するDMOでは、観光客が使うポイントカードや宿泊施設からの情報を収集・分析し、顧客属性に応じた関東エリアへの情報発信を強化した結果、関東地方からの観光客数が増加した一方、冬季など閑散期の誘客や、インバウンドを呼び込むための新たな観光資源の発掘などが課題であり、その対策が急務であると伺っております。こうした一歩進んだ取組を進めるためには、専門人材の派遣や事業の立ち上げにおける財源の確保が必要であり、このため宿泊税の使途において、こうしたDMOの体制強化に対する支援も行うこととしております。また、公益社団法人宮城県観光連盟が今年三月にDMOに認定され、県全域の観光振興の司令塔としての役割が期待されているため、欧米豪の誘客強化を含め、今後、外国人目線の企画力を持つ外部の専門人材の活用も視野に入れながら、我が県ならではの魅力ある観光地域づくりを進めてまいります。

次に、宿泊税条例の提案を取り下げべきとの御質問にお答えいたします。

私は、我が県の観光の将来を考えたとき、県内人口が急激に減少する中で、県内旅行者に頼った観光では、交流人口や観光消費額などが減少するおそれがあること、ゴールデンルートと言われる地域では、宿泊税も導入しながら更なる誘客促進に取り組んでおり、更に一極集中が進んでいくおそれがあること、東北のゲートウエーとしての役割

を担っている我が県が、これまで以上の取組を行わなければ、他の地域から遅れをとる  
ことになり、結果、東北全体も含め、交流人口の縮小を招くことにつながってしまうお  
それがあることなどを大いに懸念しているところであります。更に、県全体に占める仙  
台圏域の宿泊者数の割合が、震災前は六割だったところ、現在は約八割になるなど、仙  
台圏への一極集中が進んでいる中、仙台市は宿泊税を活用した更なる誘客を推進する方  
針であり、他地域との格差がますます拡大するおそれがあります。こうした懸念を払拭  
するためにも、宿泊税を活用した取組を展開し、インバウンド需要の更なる取組等を図  
ることが必要であり、仙台市と一体となって、仙台市を含む我が県への誘客を強力に推  
し進め、更に県内全域に送客する取組が今まさに必要不可欠であると考え、今議会に宿  
泊税条例議案を提案したものでございます。

次に、我が県の精神医療の課題及びサテライト病院の設置についての御質問にお答  
えいたします。

精神疾患については、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分ら  
しく暮らすことができる地域づくりが必要であるため、住まいに近い地域で安心して診  
療を受けられる医療機関の存在に加え、精神科訪問看護やデイケアなどにより、地域生  
活を支えるための、いわゆるにも包括の構築が求められています。また、精神科救急医  
療や身体合併症治療、多様な精神疾患等の専門治療、災害精神医療については、県立病  
院を含め、県全体で連携体制を整備し、対応していくべき課題であると認識をしており  
ます。なお、県立精神医療センターの移転・建て替えに係るサテライト案については、  
身体合併症への対応と、県南部にも包括の維持を両立するための案として提示したと  
ころであります。当事者やセンター職員などから頂いた様々な御意見も踏まえ、現在、  
本院の機能を名取市内に設置した上で、県北部の患者の精神科医療にも対応する形など  
も含め、柔軟かつ多角的視点により対応案の検討を進めております。県としては、我が  
県の精神科医療における政策医療上の課題解決に向け、精神医療センターの在り方につ  
いて、関係者の皆様から御意見を伺いながら、更に検討を重ねてまいります。

次に、東北労災病院の富谷移転後の経営についての御質問にお答えいたします。

令和四年度に実施した県の委託事業の調査では、富谷市明石台地区の移転候補地に  
おける急性期の入院患者数として、一日当たり三百人から三百四十人程度が見込まれて

いるほか、仙台医療圏北部における人口増や、半導体工場の立地等による医療需要も想定されると考えております。また、移転後の新病院では、救急医療や災害医療の体制強化のほか、地域医療支援病院機能などの病院機能の充実を目指しているところであります。現在、労働者健康安全機構において、労災病院グループ全体の現在の経営状況も踏まえながら、東北労災病院の富谷市への移転について、慎重に検討を行っているところと伺っております。県といたしましても、政策医療の課題解決に貢献する持続可能な病院を実現できるよう、労働者健康安全機構との協議・調整を継続してまいります。

次に、県立精神医療センターの在り方についての御質問にお答えいたします。

県立精神医療センターと東北労災病院の合築については、老朽化した施設の早期建て替えや、我が県の精神科医療の大きな課題の一つである身体合併症への対応力の向上を目指して協議を継続しているところではありますが、仮に名取市内に本院機能を整備するとした場合には、仙台市立病院など、精神科病床を有する一般病院との一層の連携強化が不可欠なものと考えております。県といたしましては、精神医療センターが県の精神科救急の基幹病院としての役割をしっかりと果たせるよう、身体合併症対応能力の強化に向け、関係者の皆様から丁寧な御意見を伺いながら、引き続き精神医療センターの移転・建て替えの方向性について、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、新たな仙台赤十字病院を仙南エリアの基幹病院として位置づけてはどうかとの御質問にお答えいたします。

名取市に整備予定の新病院については、現在病院が担うべき医療機能などについて、関係者間で協議を重ねているところではありますが、他の医療機関との役割分担、連携の在り方や、新たな地域医療構想の方向性を見据えながら引き続き検討を進め、三年後の地域医療計画の中間見直しに反映してまいりたいと考えております。県としては、新病院を仙台医療圏の南部エリアにおける基幹病院と位置づけるとともに、将来の医療需要等も見据えながら、みやぎ県南中核病院との連携など、県南地域全体での地域医療提供体制についても、地域医療構想調整会議などで御意見を伺いながら、丁寧に議論を進めてまいります。

次に、病院統合に向けた協議内容と、医療連携体制などについての御質問にお答えいたします。

仙台医療圏の病院再編については、令和四年七月に新病院の具体像を公表したほか、協議確認書の取り交わしや基本合意の締結など、協議の進捗に応じて適宜議会に報告しており、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合に向けた関係者間での協議においても、基本合意の内容に沿って、新病院の具体的な機能などの検討を行っているところでもあります。また、名取市に整備予定の新病院では、仙台医療圏の南部エリアの基幹病院として、地元医師会や他の医療機関と連携しながら、救急医療や災害医療、がん医療などの政策医療に貢献するとともに、特に周産期医療に関しては、総合周産期母子医療センターの機能を引継ぎ、仙南医療圏を含めた県全域を対象とした体制整備に向け協議を進めております。

次に、再編構想を実現するための医師数、看護師数、職員の確保や待遇についての御質問にお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合については、昨年十二月に締結した基本合意に基づき、関係者間で協議を進めているところであり、現在、診療科や病床の機能など、新病院の具体的な機能と併せて、診療科ごとの医師数や病院全体の職員数などについても検討しております。新病院の職員の確保や待遇については、今後、日本赤十字社、県立病院機構及び宮城県の三者で協議の上で決定することになりますが、県といたしましては、両病院の職員の意向に十分配慮した上で、医師派遣を行う東北大学とも連携を図りながら、新病院の体制確保に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉分野における、多職種協働や人材育成についての御質問にお答えいたします。

少子高齢化の進展に伴い、福祉分野を担う人材確保の重要性は今後より一層高まるとともに、福祉の現場における複雑かつ多様なケースに対応するためには、多職種による連携・協働の取組を進めていくことが大変重要であると認識しております。このため県といたしましては、保健・医療・福祉など、他分野における連携の要となるケアマネジャー等の育成や、医療的ケア児等相談支援センターによる各圏域の支援者に対する伴走型支援など、市町村や関係団体と連携を図りながら、多職種の協働と適切な人材配置、教育の充実に向けて各種取組を推進しております。また、福祉専門職の育成における大

学等との連携については、県主催の研修等において知見を提供いただいているほか、職員による大学での講義など、様々な機会を通じた取組を進めております。今後も各養成機関において、福祉専門職の育成が適切に実施されるとともに、福祉現場における実践的な人材育成プログラムが展開されていくよう、関係を深めてまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、旧優生保護法における被害者の全面解決に向けた取組についての御質問のうち、相談体制の充実などについてのお尋ねにお答えいたします。

現行の一時金支給法の立法過程においては、対象者への制度の周知に関し、優生手術については、家族に一切伝えていない場合や、当時のことを思い出したくない場合も想定されることから、一律に通知することは慎重に考えるべきという議論があり、我が県においてもそれを踏まえた対応を行ってまいりました。一方で対象者の高齢化が進む中、必要な情報が関係者に行き届くことが重要であり、我が県においては、関係団体への説明や障害者関連福祉施設、高齢者関連福祉施設などへのポスター等の配布のほか、県政だよりへの掲載やラジオ放送による周知を、障害者の特性にも配慮しながら進めてまいりました。さきに示された法律案の骨子素案においては、補償金等の支給手続きに関し、個別通知については、各都道府県の運用に委ねるほか、弁護士会等が請求をサポートする仕組みを活用するとされているところであり、今後の国会審議等の状況を踏まえながら、我が県における具体的対応の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、村井知事の政治姿勢と五期二十年を迎える県政運営の検証と課題への対応についての御質問のうち、会計年度任用職員の再度の任用の上限についてのお尋ねにお答えいたします。

会計年度任用職員の任用に当たっては、地方公務員法の平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、公募により面接等で選考しておりますが、その後は二回まで公募によらず再度任用することが可能です。また公募に際して、それまでその職にあった方が再び

応募することも可能であり、客観的な能力実証の結果、再度任用している例もございません。公募によらない再度任用の上限については、今年六月に国の期間業務職員において撤廃され、地方自治体の会計年度任用職員においても、それぞれの実情により定めることができるようになりました。我が県といたしましても、他の自治体の動向や、上限撤廃による効果及び課題を見定めながら、望ましい在り方を検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、村井知事の政治姿勢と五期二十年を迎える県政運営の検証と課題への対応についての御質問のうち、みやぎ心のケアセンター閉所後の市町村への支援協力についてのお尋ねにお答えいたします。

被災者の心の問題は、様々な問題が絡み合い複雑化しており、子供から大人まで切れ目のない心のケアを継続していくことが重要であると認識しております。県では、国の復興の基本方針に基づき、令和三年度以降の宮城県心のケア取組方針を作成して、心のケアセンターの活動を市町村や保健所、精神保健福祉センターが行う地域精神保健福祉活動に移行することとし、心のケアセンターが支援していたケースを段階的に市町村等に引き継ぐ一方で、市町村職員など支援者の人材育成のため、専門研修やスーパーバイズに力を入れているところです。令和八年度以降も被災者の心のケアに対応するため、市町村の人材確保等に対する財政支援を引き続き国に要請するとともに、民間の関係団体等とも連携し、市町村の精神保健福祉活動を支援してまいります。

次に、今後の被災者の心のケアの体制や在り方を検討すべきとの御質問にお答えいたします。

我が県では、令和三年度以降、心のケアセンターの相談件数が大幅に減少するなど、市町村や保健所、精神保健福祉センターへの業務移行が進んでいるものと認識しています。みやぎ心のケアセンターは来年度で活動を終了しますが、それ以降は住民に身近な市町村が中心となって、被災者の心のケアに対応することを基本とし、引き続き保健所や精神保健福祉センターが市町村をバックアップする体制を構築するとともに、地域の関係機関とも連携して、被災者のニーズに応じたきめ細かな心のケアに取り組んでまい

ります。

次に、児童館や放課後児童クラブへの支援等についての御質問にお答えいたします。県においては、放課後児童支援員や児童館職員を対象とした研修のほか、関係団体からなる協議会の運営支援などを通じ、市町村における児童の健全育成を推進しております。また、放課後児童クラブの運営等に要する経費については、地域子ども・子育て支援事業としての負担に加え、ハード整備を行う場合の国庫補助の活用などについて必要な助言を行っております。なお、こども基本法においては、基本理念として、こどもの意見の表明及び尊重がうたわれているところですが、現在、県においては、法に定める都道府県こども計画の策定に向けた作業を進めているところであり、その過程において、子供を対象としたアンケート調査などを行っているほか、児童養護施設におけるアドボケイトの活用など、子供の意見を施策に反映させる取組を推進しております。子供・子育て施策の推進には、市町村をはじめ、NPOなど多くの関係機関との連携が不可欠であり、今後とも様々な御意見を踏まえながら、必要な支援に努めてまいります。

次に、ジェンダー平等社会の実現に関し、基本計画に基づく実効性のある施策の推進についての御質問にお答えいたします。

県では、今年三月に策定した、困難な問題を抱える女性及びDV被害者等への支援並びにDV防止に関する基本計画を推進するため、女性相談センターにおいて、DVや離婚問題等の女性の抱える様々な悩みに対応する相談支援や保護、自立に向けた支援を行うとともに、県、市町村、警察及び民間支援団体等で女性支援のためのネットワーク連絡協議会を組織し、関係機関で緊密な連携を図りながら、相談体制の充実や支援技術の向上に努めているところです。更に、教育庁と連携しながら、県内の中高生に対し、デートDV防止・予防啓発などの各種講座を開催しているほか、市町村と連携して啓発事業を展開しております。引き続き、庁内各部局や各機関と更なる連携を図りながら、計画の推進に取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、旧優生保護法における被害者の全面解決に向けた取組についての御質問のうち、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例に基づく、施策の推進についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、令和三年に障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生す

る社会づくり条例や手話言語条例を制定し、差別解消のための体制整備や、共生社会の実現に向けた交流機会の確保などに取り組んできました。国においても、障害者情報アクセスビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定や、障害者差別解消法及び障害者総合支援法の改正がなされるなど、共生社会の実現の重要性が一層認識され、環境整備が進んでいるところです。このような状況を踏まえて、昨年度、障害者のための基本的な計画である、みやぎ障害者プランを改定し、「共に」、「いきいきと」、「安心して」生活するための雇用・就労の促進や情報のバリアフリー推進、防犯・防災対策などの施策を進めることとしております。県といたしましては、今後も当事者団体と意見交換を行うほか、市町村関係機関と連携を密にし、計画的かつ効果的な施策の推進を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱一点目、村井知事の政治姿勢と五期二十年を迎える県政運営の検証と課題への対応についての御質問のうち、広域防災拠点の公共事業再評価における意見への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年度実施した広域防災拠点整備事業の再評価では、行政評価委員会から事業継続は妥当との答申に併せ、事業効果の早期発現や大規模災害時の効果の県民への分かりやすい発信について御意見を頂いております。このため県では、事業効果の早期発現に向け、鉄道事業者に加え、仙台市や土地区画整理組合などが一堂に会する工程会議を立ち上げ、定期的に工程管理を行っているほか、県のホームページで現在の進捗状況を公表しております。また、大規模災害時の効果については、再評価時における結果も踏まえ、大学と協働でより具体的な検討を進めていくよう現在調整を行っております。県といたしましては、こうした取組を通じて、事業の進捗状況や大規模災害時の効果について、県民の皆様へより分かりやすく情報発信してまいります。

次に、J R貨物による不正行為の問題をどのように受け止め、対応するのかについての御質問にお答えいたします。

今回、国土交通省が公表したJ R貨物の不正行為は、県内では確認されておりませ

んが、列車組立て時におけるデータ改ざんが行われていたもので、これにより一時的に貨物列車の運行が停止されるなど、鉄道貨物に対する安全性と信頼性が大きく損なわれた事態になったことは、極めて残念であると感じております。一方、広域防災拠点事業において、県とJR貨物が締結した基本合意書では、事業実施に当たって、不測の事態が生じた場合は、協議の上その対応を決定することとしておりますが、今回のJR貨物による不正行為は、あくまで貨物輸送に関するものであり、当該事業の推進には影響がないことから、協議の対象とはならないと認識しております。県といたしましては引き続き、事業者であるJR貨物と緊密に連携しながら、広域防災拠点の一日も早い完成に向けしっかりと取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、村井知事の政治姿勢と五期二十年を迎える県政運営の検証と課題への対応についての御質問のうち、多職種協働についてのお尋ねにお答えいたします。

学校に登校していない児童生徒の増加等、学校現場が抱える諸課題については、その要因が複雑化・多様化しており、これまで以上に様々な専門職が連携して支援することが重要であると認識しております。県教育委員会では、各学校にスクールカウンセラー等を派遣するとともに、県内二か所に児童生徒の心のサポート班を設置し、教育職・福祉職・心理職等が協働して相談への助言や支援を行っております。今後も各職能団体の協力を得ながら、多職種協働による支援体制の充実に努めてまいります。

次に、DV防止等に関する基本計画に基づく実効性のある施策の推進についての御質問にお答えいたします。

誰もがDVや性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない社会を形成していくためには、学校教育においても、自分や相手、一人一人を尊重する態度を育てることが重要であると認識しております。県教育委員会では、児童生徒に対する「生命の安全教育」を通して、生命の貴さや、性暴力の影響を正しく理解させるとともに、学校における相談体制の充実に努めるほか、保健福祉部や警察本部と連携した啓発指導などを実施して

おります。引き続き関係機関等と連携しながら、ジェンダー平等社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、大綱二点目、旧優生保護法における被害者の全面解決に向けた取組についての御質問のうち、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例に基づく施策の推進についてのお尋ねにお答えいたします。

県教育委員会では、共生社会の実現のため、自立と社会参加を見据えて、障害のある子供とない子供が共に学ぶインクルーシブ教育を推進してまいりました。現在策定中の新しい特別支援教育将来構想では、特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校と一緒に学ぶ居住地校学習に加え、地域全体として障害のある子供たちの教育を支える体制づくりを進めるため、特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの拡充などを進めることとしております。引き続きインクルーシブ教育の充実を図り、共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 警察本部長細田正君。

〔警察本部長 細田 正君登壇〕

○警察本部長（細田 正君） 大綱一点目、村井知事の政治姿勢と五期二十年を迎える県政運営の検証と課題への対応についての御質問のうち、DV等に関する基本計画に基づく実効性のある施策の推進についてのお尋ねにお答えいたします。

県警察では、配偶者からの暴力事案等を認知した場合、被害者等の安全確保を最優先に、事案に応じて関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止、被害者等の保護措置等の対応をとっております。なお、この種事案は主に家庭内で発生し、潜在化しやすい傾向にあることから、様々な広報手段を活用して相談窓口を周知するとともに、被害者の希望に沿った方法で相談を受けるなど、被害者の心情に配慮した相談しやすい環境づくりを図っております。また、宮城県女性相談支援センターや市町村等との連携、情報共有を図りながら、被害者の避難措置を講じているほか、被害者の早期発見・保護を目的とした女性支援のためのネットワーク連絡協議会へ参加するなど、関係機関との連携を強化しております。配偶者からの暴力事案等については、引き続き被害者の安全確保を最優先とした対応を徹底してまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 御答弁ありがとうございます。今後知事は、二十年を迎えるに当たって地方分権を推進するという決意を述べられました。今回、宿泊税導入についてまさに今回は、課税自主権、法定外の目的税、その目的は、地方分権の推進ということもありまして、そのためには、課税自主権、これは特別な財政需要を示さなければなりません。さて、財政需要を調べてみますと、知事は、税をもってそれを充てるとしていますが、御存じのとおり、財政需要は一般財源に計上する経常経費です。宮城県は五億円、五億円というのは、他の都道府県に比べ、福岡は二十五億円、鹿児島十億円、決して高いお金ではありませんね。そうすることになるならば、なぜ一般財源で充てられないのか、一方、特別な財源をするためには、特定の需要が示されているのか、例えば、たくさんのオーバーツーリズムがあつて、ごみが出て、これは原因税と言われていて、住民の不利益があるところの環境整備をするなら分かるけれども、これから必要な財源を充当するならば、この課税自主権、つまり法定外目的税ではなく、一般財源でも可能性があるのではないのでしょうか、なぜでしょう、伺います。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 一般財源でやるのではないかということだと思います。宮城県の財政にどれだけ余裕があるかというのを示す一つの指標として、経常収支比率というものがあります。これは分母が税ですね、県民税等の税。それから、地方交付税、これが分母になって、分子が、誰が知事になっても必ず支出しなければいけないその中の経常収支、経常費用ですね。つまり、人件費、借金の返済の公債費、それから、社会的弱者のための扶助費、これを分子に持っています。それに百を掛けたものが経常収支比率です。つまり、知事が、私が自由に使えるお金と言われている中で、絶対、これは誰が知事になっても出ていく予算がどれぐらいの割合かというものが経常収支比率なんです。これが宮城県は九六・七％、九七％近くなんです。そうすると、知事によって自由に使える予算というのは、一〇〇％から九十六・七引きますから三・三％。三・三％というのがどれぐらいなのかというと、百六十五億円ぐらいなんです。百六十五億円は私が知事になったら私が、ゆささんが知事になったらゆささんがいろいろ決められ

るんです。ただ、御案内のとおり、今いろんな事業にもうばんぱんです。この間も、不妊治療費の助成、予算をつけましたけれども、これだって何かを削らなければつけられないというような状況です。まして、今後、人件費が急激に上がっていくということでございますので、一般財源に余裕は全くないということですよ。でもその中においても、この五億円は何としても死守しようということよ、国の補助金などを使って、それに充てて十五億円ぐらいに膨らませていろんな事業をやっているということよ。百六十五億円の中で、今回仮に認めていただいたとしたら、大体今の段階で十一億円ぐらい思っているのですが、十一億円増えてもそんなに大きく変わらないのではないかとと思われるかもしれませんが、通常は、税金が増えると地方交付税は七五%、その次の年減らされるんですよ。しかし今回はこれだけ批判を受けながらも、私どもが独自に課税をしてお願いをして、議会に通してもらっているということになりますよ、そのルールが当てはまりません。つまり通常の税でいうと、この十一億円というのは四倍の価値がある、四十四億円の価値があるということになりますよ。したがって、百六十五億円が二百億円を超えるだけの、財源になるだけの影響力があるというふうに見ることもできるということよ。したがって、今の状況でこの五億円を、一般財源の五億円を、この十一億円をやめて、四十四億円増やすということよは絶対に難しいと思いますよ、今の県の財政状況をからすると、ゆさ議員がおっしゃるように、一般財源をほかのものから振り分けるということは、私は不可能に近いというふうに考えているということよでございます。

それから、オーバーツーリズムでないのになぜやるんだということよでありますよ。まず一つ、宿泊される方は、県内の方も県外の方も、基本的に自分の自治体で宿泊するということよは、まずほとんど、宴会等あれば別ですけどけれども、ほぼございませぬ。大体ほかの自治体に行くということよ、他の自治体に行つて、いろいろ行政サービスも受けながら、ごみも出すわけでありますよ、そういった意味では、行政サービスを受けているというふうな私は視点もあつてもいいのではないかなというふうに考えました。

また、オーバーツーリズムになつてからということよですけど、私、このままいくと、東北は宮城を含めて、東北はじり貧になるだろうと。先ほども答弁しましたが、海外からこれだけお客さん来てるけれども、宮城県に来ている海外のお客さんというのは〇・五%です。これだけ台湾のお客さんが来ていると〇・五%、欧米のお客さんはほとんど

来ないですよ。これをオーバーツーリズムになるまで、今のやり方ですつとやっていたらいいかという、私は恐らくどんどん貧になっていくんじゃないかなというふうに思います。それを、この五億円の使い方を、十五億円なり五億円の使い方を、どうぞ御自由にということで、いろんなことをやっていたとしても、恐らくそれほど大きな効果が見込めないのではないかと。だったら、宿泊される方に御迷惑をおかけし、また、事業者の皆様にも大変な御迷惑をおかけすることになりますけれども、みんな協力することによって、関東に行ったお客さん、ゴールデンルートに行こうとしたお客さんを引っ張ってくるようなものにした、あるいは仙台空港に降りたお客さんを、仙台に行く前にまずは沿岸部なり、あるいは内陸のほうに送り込むような、バスのサポートをしたり、そういったようなことを、いろいろお手伝いするほうが結果としては、宿泊事業者の皆さんのためになるということで、私は、今回課税に踏み切ったということとでございます。ゆき議員のおっしゃることは、一般論としては当然のことだということふうに思うんですけども、ぜひとも御理解を賜われればというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 御説明頂きました一点目は財政需要、私も監査委員をやっていたので分かりますが、基準財政額から五億円というのは基礎的な、財政規模のまづ通常のベースですね。観光業というのは専門家がいらっしやいますけれども、私たちチェックする側としては、予算主義と民間は利益を生まなければならぬところで、観光業というのは、真ん中にあつてすごく裾野が広いです。よって、県がやる仕事とは何かということなんです。知事は全部言いました、観光キャンペーン、コンテンツ、そうではなくて、特定自主財源、法定外目的税を使う場合には、ある意味では、何を県がやるか、そして仙台市だけではなく、その他の市町村が理解をしてどうするかという、目的の説明なくしてこの税はあり得ないんです。よって、なぜ今言ったことを提案する前にやっていないのかということ、拙速だということなんです。なぜ九月なのかというのを部長に聞いたら、知事の判断だというふうに言ったんです。総務省に聞きました。実はですね、仙台市が先行しても、宮城県は後から出しても、それは大丈夫ですと。大切なのは、協議をした後に、仙台市と宮城県が一緒に施行するときに、より効果的な施策になることが総務省は見ているわけなんです。なぜ今やっているのか、なぜこうし

た分断を生むことを知事は決断したのか、何で九月なんですか、率直に教えてください。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） まずは、仙台市としっかり協議が整ったということで、仙台市と足並みをそろえるべきだとまず考えました。総務省は県と仙台市が同じ内容なものでないと認められませんよと、別々のものであれば認められませんよということでありま  
す。出すタイミングはともかくとして、内容については、同じものでないと駄目だとい  
うことは、九月議会に出しても十一月議会に出しても内容としては同じものになるとい  
うことであります。ついこの間までは、宮城県に来るお客さんの六割ぐらいが仙台市に  
お泊りのお客さんだったんですが、今は、特にビジネスホテルが多くなってきて  
おりまして、仙台市のほうが八割になっているということです。逆に、仙台市以外のと  
ころは、淘汰されていってなくなるところが最近出てきたということでもあります。この  
ままいくとますます仙台の中心部にだけお客さんが集まる。仙台の中心部のビジネスホ  
テルといったようなところに、お客さんが集中してくるということです。そういうお客  
さんを、仙台でいえば秋保や作並に、そしてそれ以外の地域に、仙台市以外のところに  
いざなっていかなければならないということです。今回は、宿泊事業者の皆さん、非常  
に御迷惑おかけします。仙台市のビジネスホテルにも御協力いただくことになるとい  
うことです。そういったところからも厳しい御意見を頂いておりますけれども、とにかく  
そうやって宮城県全体の観光を振興させていくための財源ということで、十一億円です  
けれども、一般の税からいうと四十四億円の価値がある、非常に重い税であるというこ  
とで、ぜひとも御協力を頂きたいと思っております。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） そうしますと、これまで、なぜ仙台市以外の議会、です  
から宿泊事業者からこんなに反対が出ているかという点、よくよく県の組織を調べまし  
た。今観光連盟は県庁の中に入ってるんです。新たなDMOも県庁の中に入っていて、  
DMOはこれから戦略をつくる、県庁の戦略をつくる。どっちも同じ組織でやっていて、  
組織の方、県庁の方一生懸命やってる職員を批判するのではなくて、構造的な問題が、こ  
れまでの観光施策、宮城県の根本的解決なくして宿泊税の導入なしということを書いて  
るんです。よって、そこを変えないで、予算だけ頂いて、こんなに反対なのに強行して、

まさに仙台市以外の市町村、私は鳴子温泉出身ですけど、皆さんの協力なくして、観光振興の本来の目的は、あり得ないんじゃないですか。まず、目先の組織から改革すること、そこからしていかなければ、この宿泊税は導入はなし、そう思いますがいかがですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 観光連盟は、会長が私であるということと、基本的に観光連盟が全て仕切るわけではなくて、観光連盟は観光連盟の役割というのがあって、県庁に置いておりますが、県庁の組織と全く一体でやってるわけでは決してございません。あと、DMOは、県内に今五か所ありますけど、これをやっぱりどんどん増やしていきたいというふうに思っております。また、今回は、前回宿泊税を取り下げたときに、全体会議、また圏域会議をつくるということもお約束をして、これはしっかりと組織をつくりました。今回は厳しい意見がいろいろありましたけれども、圏域会議で御意見を賜うることができたということでございます。そういった意味で、当然いろんな御意見を頂きながら、組織なども改編をして対応させていただいておりますので、これで全て固定をするという事ではなくて、時宜にかなった組織編成というものをよく考えていきたいというふうに思っております。それは全て大前提として、事業者の皆さんであったり、宿泊者の皆さんの声を広く聞きながら対応していきたいというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） やはり、今回知事と話をしていると、今回見直し規定は、これ検討規定といえますね、先行事例は一旦出すけれども五年間また見直すということは、検討している条例を提案してるということは、まだ見切り発車なのに提案してるということ。観光連盟ははじめ組織がまた未熟であること、そしてこんなに反対が出ることは知事としてもまだ未熟な提案だと思ってるらっしゃるんですね。それで提案してないと、それだけ私は熱意が感じられない、今まで何としても本当にやるとしていた。それから、かなり予算のこと言いますけれども、一方で、大型公共事業九十八億円を増額、一方で観光施策ということで、知事の言ってることの財政の整合性がないんです。

興味を持っていることは、どんどん進める。全く関係ないのはノーみたいな形で、だから県民の皆さんから信頼を回復できない。でも、私はもうポスト村井知事、ポスト村井

知事じゃない、ごめんなさい、大変失礼しました。ポスト医療と間違えました。これが村井知事だと言うのなら、私がこういう知事だから、私の言うように従へというのであれば、地方分権の改革の旗手としての知事は、言ってることと、やっтерることが違うんじゃないですか、どうでしょう、はっきり言ってください、お願いします。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 決して、そういうことではございませんで、見直し規定というのは、今まで宮城県は、条例は必ず五年間ごと、再提案ということをやったんです。仙台市のほうが、今までの、そういった条例で五年で切るということをやっていないとサンセットでやってないということでありましたので、県もそれに足並みをそろえてやったということです。ただ、だからずっと未来永劫続けるわけにはいかないということで、まずは三年、次は五年で、しっかりと立ち止まって見直しましょうということは約束をさせていただいているということでございます。それから、熱意が感じられないということでありませけれども、これはもう、これだけ批判を受けながら、必要だと思いうことを議会に提案をしているということでもあります。しかも、今回は、コロナ禍で大変な被害が広がっているということで、思い切って手を下した内容でございます。それを再提案するということは、相当私としても覚悟を持って臨んでいるということでございます。ですので御理解頂きたいと思えます。それから先ほどの九十八億円というのは、多分防災拠点の話だと思ふんですけど、あれは全部一般財源では決まらなせん、国の補助金などかなり入ってございますので、実質的には、ちよつと数字は忘れましてけれども、十億円とか二十億円という数字です。決して、全部一般財源で賄ってらるわけではないということも御理解頂きたいというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 宿泊税の目的は、やはり復興からの十三年半、知事が言っていた創造的復興で地域をどういうふうに創造して復興していくか、そして、私は全国各地で分かったのは、今は、観光産業というのは岐路に立ってて転換期であるということが分かりました。今、知事がやろうとしていることは、知事がやればやるほど分断が生じ、知事がやればやるほどというように、誰かが悪者になるような、非常によくない宮城県政になっているんです。よつて、観光振興というのは、一旦ここで取下げ、

宿泊税の議論をもう一度原点に立ち返って、私は、民間の方の、市町村の住民の方の意見をもう一回しっかりと対応することから、真の私たちの震災復興のあるべき道筋を、知事、これからつくるべきではないですか、それこそまさに知事が創造的復興、創造性は民の力、まさに民の力が今こそ必要だということを決断していただきたい、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今、おっしゃりたいことの趣旨がどこにあるのか、よく理解ができなかったので申し訳ないけど、あつとつぺな答弁になるかもしれませんが、決して分断とか、そういうことを狙ったわけでは決してございませんし、若しくはそういうことで、同じ事業者の方の中で、賛成反対ということで、意見が割れて気まずい思いをされたということであれば、それは本当に申し訳ないというふうに思いますし、今回のこういったことになったことについては、おわびを申し上げなければならないというふうに思います。必ず、これは認めていただければ、結果を残して、やってよかったと協力してよかったと思ってもらえるようにしてまいりたいというふうに思います。現時点において、こういった枠組みで使いたいということはもう既にお示しをしておりますが、詳細については当然ですけれども、今後いろんな状況が出てまいりますし、何よりも、詳細に全てお出しできないのは、国の補助事業等が、メニューが全部見えてるわけじゃない、今後将来のことですから見えませんので、それに合わせて、できるだけ国のいろんな事業なんかを組み合わせ、予算を膨らましてやっていきたいという思いがありますので、今の段階では、こういう方向という方向というふうな、大きなプランしかある程度方向しか示せない、これもそういった事情でございますので、御理解頂きたいなというふうに思います。理解を頂きたいとしか答弁できなくて本当に申し訳ないというふうに思うんですけれども、東日本大震災からの復興、これまで十三年半で、被災者の皆さん大変な状況です。特に沿岸部の皆さんで、やっと宿泊事業をスタートされた方、家族を亡くしたのにやっと立ち直ったという方に対して、六千円以上になったときには、宿泊税を頂くということ、これは本当につらい、申し訳ないという思いでありますけれども、その分必ず、それに見合っただけのお客さんを沿岸部のほうにいざなっていくように努力をしてまいりますので、それはここで固くお約束をさせていただきます

ので、どうぞ御理解いただきたいというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 一旦条例を提案されると、宿泊事業者はやらざるを得ないんです。つまり罰則規定もあるんです。理解されなくてやるというのは、非常に大きな条例なんです。ですから、私は、市民の皆さんの協力があって、県政があるということをやっていたきたい、そう思っています。

最後に、病院についてです。皆さんの説明責任を果たすよう、ぜひお願いしたいと思います。それでは終わります。